

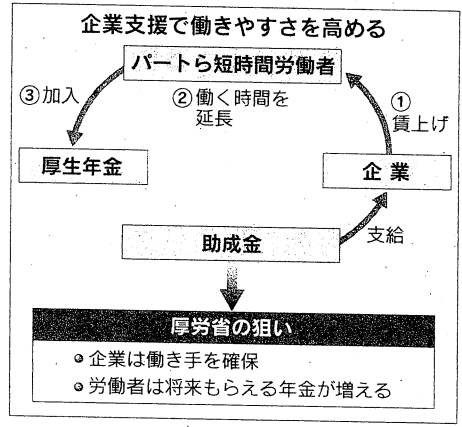
非正規の年金加入後押し

厚労省「130万円の壁」で対応策

企業に助成金拡充

厚生労働省は10月から社会保険の加入対象を広げるにあわせ、企業向け助成金を拡充する。従業員の加入を進めた場合に配る助成金について、賃上げを条件に1人あたり最大16万円を企業に支給する。負担が増える企業に配慮するとともに、賃上げを同時に実現し非正規など労働者の負担感も和らげる。社会保険の適用拡大で働く時間を減らす労働者が増えないようにし、加入を促す狙いだ。

社会保険の適用拡大



厚労省は2019年度まで、企業に非正規労働者の処遇改善を促す「キャリアアップ助成金」を拡充する。社会保険の保険料は労働者側で出さなければならない。適用拡大で被保険者が増えれば、日銀が外国債等の購入を...

企業側の保険料負担が増える。従業員の労働時間を減らし適用を免れる事態も予想される。一方、保険料負担が増える労働者側も適用対象にならないよう自主的に仕事を減らす恐れがある。

現在5時間以上の延長で社会保険の適用対象となった場合、企業に助成金を20万円配っている。これに加え、延長時間が短い場合でも国の助成金を受け取れるようにする。

「就労調整」と呼ばれる一時的に働き手が減る企業に打撃となっている。

対象者1人につき4万円を企業に配る。2時間以上3時間未満で8万円、3時間以上4時間未満で12万円、4時間以上5時間未満で16万円とする。ただ支給する場合は、2%の賃上げを条件とする。

厚生年金の保険料は労使の折半で、料率は9月から報酬の18・182%となる。厚生年金の適用対象となった場合、主婦のパート労働者などの第3号被保険者はこれまで保険料の負担がなかったが、月例賃金が10万円の人で月9千円の負担が新たに生じる見込みだ。

年収が130万円を越える年金や医療の保険料が20万円近くかかる。このために働く時間を抑えることを「130万円の壁」という。適用拡大で、従業員501人以上の企業ではこの基準が年収106万円に下がる。収入の多い働き手の多い大企業の場合、助成額は3万~12万円に抑える。

厚生年金の保険料は労使の折半で、料率は9月から報酬の18・182%となる。厚生年金の適用対象となった場合、主婦のパート労働者などの第3号被保険者はこれまで保険料の負担がなかったが、月例賃金が10万円の人で月9千円の負担が新たに生じる見込みだ。

▼社会保険の適用拡大
厚生年金や医療保険などの社会保険は、週の労働時間が30時間以上の従業員を加入対象としている。10月からは従業員501人以上の企業で働く労働者で、週20時間以上(年収106万円以上)などの要件を満たした場合も対象となる。

厚労省によると、今回の適用拡大でパート労働者など25万人が新たに厚生年金の加入対象になる見込み。15~64歳の生産年齢人口の激減で人手不足は深刻。社会保険料の支払いを避けるために労働時間を減らすことは「就労調整」と呼ばれる一時的に働き手が減る企業に打撃となっている。

企業の負担を減らすだけでなく、賃上げを促し、労働者にメリットが出る仕組みとする。助成金を賃上げの原資にしよう。単身者や主婦らの社会保険加入に弾みをつける狙いだ。収入の多い働き手の多い大企業の場合、助成額は3万~12万円に抑える。

厚生年金の保険料は労使の折半で、料率は9月から報酬の18・182%となる。厚生年金の適用対象となった場合、主婦のパート労働者などの第3号被保険者はこれまで保険料の負担がなかったが、月例賃金が10万円の人で月9千円の負担が新たに生じる見込みだ。

年収が130万円を越える年金や医療の保険料が20万円近くかかる。このために働く時間を抑えることを「130万円の壁」という。適用拡大で、従業員501人以上の企業ではこの基準が年収106万円に下がる。収入の多い働き手の多い大企業の場合、助成額は3万~12万円に抑える。

厚生年金の保険料は労使の折半で、料率は9月から報酬の18・182%となる。厚生年金の適用対象となった場合、主婦のパート労働者などの第3号被保険者はこれまで保険料の負担がなかったが、月例賃金が10万円の人で月9千円の負担が新たに生じる見込みだ。

日銀が外国債等の購入を...

より講演で新たな見解を...